

所有している土地に不法投棄をされないために

6月は不法投棄防止強調月間

最近、茨城県内におきまして遊休地などを所有している地権者に対し、土地を資材置場として利用したいので賃借(売買)契約を行いたいと金銭や甘い言葉(つまい話)で土地利用を求め、「賃借(売買)契約を行う前に先行して土地を整備したい」と言い、その土地へ産業廃棄物を不法投棄するといった事件が発生しています。

不審な事業者からの問い合わせ、面識のない人物からの問い合わせには、十分に気を付けましょう。

問 環境保全課(霞ヶ浦庁舎)

不法投棄をされないために...

- ▼所有地を柵やロープなどで囲いましょう！
- ▼荒廃地などは草刈りなどをまめにを行い、きれいに管理しましょう！
- ▼不法投棄防止などの看板を設置しましょう！

廃棄物処理法には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と定められており、これに違反して廃棄物(ゴミ)を投棄する行為を「不法投棄」といいます。

廃棄物を捨てたり埋めたりするほか、廃棄物を放置しているような状態(不適正保管)も不法投棄に該当する場合があります。

たとえ、自分の土地であっても違法な行為です。また、土地の所有者は、自分の土地を清潔に保つよう努めなければなりません。

本市におきましても、引き続き不法投棄の監視パトロールや啓発活動などを実施してまいりますので、市民の方のご協力をお願いします。

不法投棄を見かけた場合には...

不法投棄やそのような行為を目撃した場合は、直ちに市や警察に通報してください。通報の際には、次の事項について、わかる範囲で結構です。なお、通報は匿名でも受け付けています。

- 発見日時(○日前から、○時ころなど)
- 発見場所(所在地、所在地がわからない場合は進入路や現場確認の際の目印など)
- 現場の状況(廃棄物の種類、コンクリートがら、内容物不明のドラム缶など)
- 廃棄物のおおまかな量(縦、横、高さ、ダンプ何台分など)
- 周辺環境への影響(におい、汚水など)
- 行為者に関する情報(出入りしている車両のナンバー、台数、会社名、行為者の風貌など)
- 土地に関する情報(土地の所有者、わかる場合は連絡先も)
- 通報者の氏名、連絡先(通報された方の個人情報、外部に知られることはありません。なお、通報は匿名でも受け付けています。)

※不法投棄を見つけても、危険ですので、無断で私有地に立ち入ることや、写真を撮影したり、注意したりは絶対にしないでください。必ず通報をお願いします。

不法投棄 110 番
フリーダイヤル **0120-536-380**
※休日や夜間は、最寄りの警察へ



▲不法投棄された廃材混じりの土砂

平成29年8月から 高額療養費の 上限額が変わります

70歳以上の
皆さんへ

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世帯間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さんの高額療養費の上限額が変わります。

問 国保年金課(千代田庁舎)

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

【70歳以上の方の上限額(月ごと)】

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証、限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで			平成29年8月から		
適用区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	
現役並み 【課税所得】 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% [多数回 44,400円 ^(※2)]	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% [多数回 44,400円 ^(※2)]	
一般 【課税所得】 145万円未満の方 ^(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 [多数回 44,400円 ^(※2)]	
住民税非課税	②住民税非課税世帯	24,600円	8,000円	24,600円	
	①住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	15,000円			

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12カ月以内に3回以上、上限に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

高額療養費に関するお問い合わせ

- ▶健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方
☞ご加入の医療保険者まで
- ▶国民健康保険、後期高齢者医療制度にご加入の方
☞国保年金課まで

